

台風等異常気象時ならびに南海トラフ地震に関する情報（臨時）における対応について（配付）

知立市では、在宅中に暴風警報が解除された場合の対応を変更しました。また、気象庁では、中央防災会議において、新たな防災対策が定められるまでの当面の間、「南海トラフ地震に関する情報」を発表することとし、平成29年11月1日から運用を開始しました。

この内容に基づき、以下のように対応していきますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

I 異常気象時における対応について

● 「特別警報」が名古屋地方気象台から知立市に発表された場合

1 児童が登校する以前に、「特別警報」が発表された場合

- (1) 登校しないで下さい。（学校は休校です）
- (2) 特別警報解除後も、学校からの連絡（メール等による）があるまでは登校しないで下さい。

2 児童が登校した後に、「特別警報」が発表された場合

- (1) 直ちに授業を中止し、気象及び通学路の状況を見て、生徒の安全を確保する最善の対応（学校待機、保護者への引き渡し等）を迅速に行います。
- (2) 学校待機とした場合、特別警報解除後も、安全と判断できるまで下校を見合わせます。

● 「暴風（暴風雪も同じ）警報」が名古屋地方気象台から知立市に発表された場合

1 児童が登校する以前に、「暴風警報」が発表された場合

- (1) 午前6時までに解除された場合は、通常通りの授業を行います。
- (2) 午前6時に警報が発表されている場合は、休校とします。（平成30年度より）
- (3) 上記(1)の場合、道路の冠水や河川の増水等で、通学路に危険を感じたときは、そのことを学校や当該の地区委員さんに連絡してください。児童に指示があるまで自宅待機させてください。

2 児童が登校した後に、「暴風警報」が発表された場合

- (1) 気象及び通学路の状況等を見て、児童を安全に帰宅させることができると判断したときには、下校させるための措置をとり、直ちに下校させます。
- (2) 通学路が危険と認められる場合等、帰宅が困難と判断したときには学校待機とし、安全と判断できるまで下校を見合わせます。

● 「暴風警報」または「特別警報」は発表されないが、大雨等の異常気象により、児童の安全確保に困難が予想される場合

1 登校前

危険と判断したら無理に登校しないで、家で待機し、その旨を学校に連絡して下さい。

2 登下校中

危険と思われる箇所があるときは、危険を避けて家に戻ります。

3 登校後

学校で状況を判断し、待機または職員の引率等で下校します。

II 南海トラフ地震に関する情報（臨時）における対応について

1 児童が登校する以前に、「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」が発表された場合

登校しないで家で待機して下さい。

2 登校や下校の途中に、「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」が発表された場合

家に帰り、家で待機して下さい。

3 児童が登校した後に、「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」が発表された場合

保護者と確認した方法で下校させます。引き取り人（引き取りカード記入の方）が学校に迎えに来て下さい。

* 「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」が解除された場合は、上記の暴風警報が解除された場合と同様の

○本情報の運用開始に伴い、**東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）**の発表は行われません。

○本情報を発表していなくても、南海トラフ沿いの大規模地震が発生することもあります。

★南海トラフ地震に関する情報（定例）ではありませんので、間違えないようにして下さい。